

農地の貸し借りは、令和7年4月より 原則として農地中間管理事業になります！！

※農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能です。

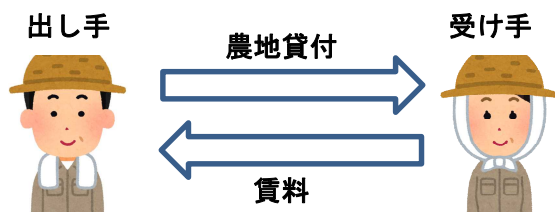
●農地中間管理事業とは？

福岡県農業振興推進機構（農地中間管理機構）が農地の出し手と受け手の間に入り、農地の貸し借りの仲介役を担う制度です。公的機関が仲介役となるため、出し手は安心して貸付を行うことができ、賃料は確実に振り込まれます。また、受け手は契約が一本化でき、事務の手間や経費の削減を見込めます。

< 現 行 >

利用権設定（相対）による農地貸借

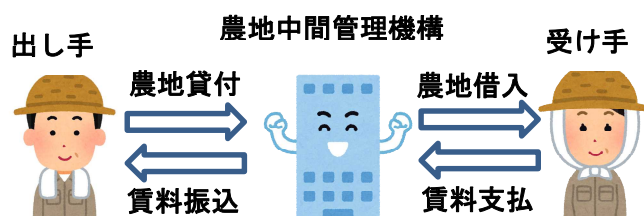
令和7年2月始期まで受付可能



< 令和7年4月以降 >

農地中間管理機構による農地の貸借

【窓口 八女市農業振興課・各支所農林係】



- ・ **利用権設定（相対）は、令和7年2月始期（令和6年12月受付）まで申請可能ですが、それ以降は新規・更新とも申請できません。**
- ・ **すでに利用権設定（相対）にて貸借契約を結んでいる方で、出し手と受け手が当初契約の契約内容と変更がなく（出し手の相続を除く）、期間のみの変更の場合に限り、「利用権設定変更申請書」により期間の延長または短縮ができます。（令和7年3月末まで）**
- ・ 令和7年3月31日以降も利用権設定（相対）の貸借期間が残っている場合、期間満了まで有効です。
- ・ 農地中間管理事業の貸借方法は、農地中間管理機構を介しての貸貸借（有償）または使用貸借（無償）のみですが、経過措置として**令和7年度～令和8年度の2年間での受付分は物納、又は農地中間管理機構を介さない出し手と受け手の2者間での賃料の支払いを選ぶことも可能です。**

【お問い合わせ】

八女市役所 農業振興課総務管理係	0943-23-1118	上陽支所 農林係	0943-54-2219
黒木支所 農林係	0943-42-1117	矢部支所 農林係	0943-24-9143
立花支所 農林係	0943-23-4940	星野支所 農林係	0943-52-3114
福岡県農業振興推進機構	TEL 092-716-8355		

※裏面もご確認ください

●今後のスケジュール

始期	終期通知	受付期間	貸借開始
令和7年5月始期	令和6年12月	令和7年1月6日～31日	令和7年5月10日～
令和7年8月始期	令和7年3月	令和7年4月1日～30日	令和7年8月10日～
令和7年11月始期	令和7年6月	令和7年7月1日～31日	令和7年11月10日～
令和8年2月始期	令和7年9月	令和7年10月1日～31日	令和8年2月10日～

現在、利用権設定（相対）での農地貸借をされている方には、上記のスケジュールで**終期通知を出し手と受け手の双方に送付**しますので、**貸借を更新される場合は、各受付期間中に本庁および各支所窓口にお越しください。**県の認可に時間を要するため、受付時期が利用権設定（相対）よりも早くなりますので、ご注意ください。

●農地中間管理事業により、農地の貸借権の設定を受けるための要件

- ・耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（農業従事日数が年間150日以上）すると認められること。

●申請に必要な書類

1. 申請者全員が必要な書類

- ☐ 農地利用集積等促進計画（兼申出書）
- ☐ 貸借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

2. 新たに中間管理事業で契約を結ぶ場合

- ☐ 土地評価証明または全部事項証明書（登記簿謄本）

3. 貸借方法が賃貸借（有償）の方（物納の場合は不要）

- ☐ 振替依頼書（※JA口座のみ）（受け手のみ）
- ☐ 通帳の写し（出し手と受け手の双方）

4. 所有者（出し手）本人名義以外の銀行口座を利用する場合

- ☐ 委任状

5. 相続未了の農地を貸借する場合

- ☐ 同意書
- ☐ 相続関係系図

6. 借り手が市内に経営する農地がない場合

- ☐ 経営する農地がある市町村・農業委員会が発行する耕作証明

申請に関する詳細は、こちらの二次元コードからご確認ください。



<https://www.city.yame.fukuoka.jp/soshiki/5/5/2/11713.html>

本庁農業振興課および各支所農林係に必要な書類を準備しておりますので、窓口にお越しください。ご準備いただく書類が複数ありますので、併せてご説明します。